

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から61年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年8月から61年3月まで  
昭和60年8月から61年3月までの期間が厚生年金保険と重複したため、国民年金保険料が還付されたと記録されている。保険料が還付された記憶が無く、還付されたと記録されている銀行口座にも心当たりが無いので、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が所持する領収書から、昭和60年4月にA銀行B支店（当時）で前納されたことが確認できるものの、申立人が同年8月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより、申立期間の国民年金保険料が還付されていることに不自然さはみられない。

また、オンライン記録から、還付金額、送金（支払）通知書作成年月日（60年11月8日）、及び還付金振込口座の口座番号が記録され、当該口座に還付金の振込が行われたことが確認でき、これらの記録に不合理な点は見当たらない。

さらに、還付金の振込支払金融機関名について、オンライン記録には統廃合等により現存しない金融機関名は表示されていないが、A銀行B支店であることが確認できた上、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

なお、当該金融機関の後継金融機関に照会を行ったが、「口座解約後10年が経過しているため、口座名義人、振込状況が確認できない。」との回答であった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年3月から同年12月まで

申立期間当時、20歳になったら国民年金に加入しなければいけないのは承知していたが、いつでもまとめて払えると思っていたので、すぐには加入しなかった。

昭和53年3月に洋裁学校を卒業し、加入手続きしようと思い役場へ行き、20歳からの分を一括で遡って納付した。

何日かたってからだと思うが、保険料をもらいすぎたため差額を戻したいという電話が役場からきたため出向き、窓口で差額を受け取った。

その時、新しい領収書を渡され、前に渡したものは破ってくださいと言われたので、古いものは破った。新しい領収書は現在所持している。

申立期間の保険料は間違いなく納付しており、その後も未納無くずっと納付している。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の記憶どおり、洋裁学校卒業後の昭和53年4月5日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、当該番号払出直後の同年4月10日に申立期間を含む50年3月から52年3月までの国民年金保険料を一括で過年度納付していることが、申立人の所持している領収書から確認できる。

しかし、申立人の国民年金手帳番号払出時点で、申立期間は全て時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）には、還付決議されたことを示す「徴収決定外誤納 ¥7,400 53. 4. 1〇」（〇印は判読不能）の記載が確認でき、還付されるべき金額と一致していることから、申立人所持の領収書で納付された保険料は還付処理されているものと考えられ、ほかに申立人が申立期間の保

険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月10日から27年6月26日まで

私は、新聞の募集記事を見てA社に応募し、事務長と女性事務員の面接を受けて採用された。

私が同社に入社した時期は、前社長が昭和26年\*月に亡くなった1か月後だったが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は27年6月26日となっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録（昭和26年11月1日取得）及び同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立期間において、申立人はA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間当時の事業主、申立人の面接を行ったとされる事務長及び女性事務員は既に亡くなっている上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成元年7月26日時点の事業主である申立人及び当該事業所の清算人である申立人の妻はいずれも、「申立期間当時の資料が保存されていない。」と供述しており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる資料や供述を得ることはできない。

また、昭和26年4月に入社したとする同僚は、前述の女性事務員の入社時期について、「私が入社した時期と同じ頃に入社した。」と供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年5月15日であり、当該女性事務員の資格取得日は申立人が入社したとする同年9月10日より後の同年10

月 25 日であることが確認できる。

さらに、昭和 26 年 11 月下旬に入社したとしている同僚は、「申立人が入社した時期は昭和 26 年 9 月頃である。私は、入社から 2 年くらい後に厚生年金保険に加入した。当時は、短期間で辞める従業員が多かったので、様子を見て従業員を厚生年金保険に加入させていたようだ。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿により、当該同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は 28 年 7 月 26 日であることが確認できる。

これらの複数の同僚が入社したとする時期と、前述の被保険者名簿により確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致しないことから判断すると、当該事業所では従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票により、申立人の厚生年金保険の被保険者台帳記号番号は、A 社の被保険者として払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する当該記号番号の厚生年金保険被保険者証の「はじめて資格を取得した年月日」は昭和 27 年 6 月 26 日と記載されており、当該資格取得日は、オンライン記録及び前述の被保険者名簿の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から同年12月1日まで

私は、A社でB職として勤務した後に退職し、一旦別の事業所に勤務していたが、その後、C社から誘いを受けて、昭和29年9月1日に同社に入社し、再びB職として勤務した。

申立期間中に発生した事故のD業務等で撮影した写真などを現在も所持しているので、私が当時C社において勤務していたことが確認できるはずである。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する写真等の資料、申立期間中に発生した事故のD業務に関する申立人の具体的な供述、及び当時の同僚が「申立人は、C社でE職をしていた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間当時、C社で勤務し、D業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、C社は、昭和31年4月27日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は所在不明であることから、申立人の厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除等について確認できる資料や供述を得ることができない。

また、申立人が、C社において一緒に勤務していたとして氏名を挙げた上司及び同僚は、既に亡くなっており、供述を得ることができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に被保険者資格を取得したことが確認できる者に照会したところ、  
i) F関係の部署で勤務していたとする一人は、「私は、C社に昭和29年11月に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録は、勤務期間と一致してい

ると思う。」と供述している一方、ii) B職をしていたとする二人はいずれも、「年金記録のお知らせに記載されている資格取得日より、少し前に入社したような気がする。」と供述しており、iii) G業務に従事していたとする一人の資格取得日は、昭和30年9月4日であることが確認できるところ、「私の入社日は、記録されている資格取得日より前である。入社した時期は、秋ではなく、春頃だった。」と供述しており、iv) H関係の部署で勤務していたとする一人は、「私は、A社を退職して、2か月又は3か月ぐらい後に、C社に入社した。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚が被保険者資格を喪失したのは29年4月1日であることが確認でき、当該同僚の供述などから判断すると同年中にはC社に入社していたことがうかがわれるものの、同社において被保険者資格を取得したのは、30年5月1日であることが確認できる。

加えて、申立人が前述の事故発生前に行動を共にしていたB職として氏名を挙げた同僚は、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、氏名の記載は無い。

これらのことから判断すると、申立期間当時、C社は、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。